

京都市告示第 51 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 9 年 7 月 11 日付けで認可した黒田自治会について変更の届出があったため、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 6 年 4 月 5 日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 規約に定める目的

変更前	変更後
地域住民の親睦と生活の向上及び福祉の増進を図り地方自治の振興に寄与することを目的とし、次の活動を行う。 (1) 住民の意志を町、又は町議会に繁栄させること。 (2) 黒田財産区の管理育成に関すること。 (3) 各区の連絡調整に関すること。 (4) その他目的達成に必要なこと。	地域住民の親睦と生活の向上及び福祉の増進を図り、自治の振興に寄与することを目的とし、次の活動を行う。 (1) 住民の意思を京北自治振興会等を通して行政に反映させること。 (2) 会が所有する資産の維持管理、及び運営に関すること。 (3) 文化、体育、レクリエーションに関すること。 (4) 各町及び他団体との連絡調整に関すること。 (5) その他目的達成に必要なこと。

2 代表者の氏名及び住所

	氏名	住所
平成 26 年 4 月 26 日から 平成 28 年 4 月 23 日まで	澤 松男	京都市右京区京北上黒田町上農 29 番地の 2
平成 28 年 4 月 24 日から 平成 30 年 5 月 11 日まで	三間 恭二	京都市右京区京北宮町上田野 35 番地
平成 30 年 5 月 12 日から	由里 保	京都市右京区京北下黒田町井花 16 番地の 4

(文化市民局地域自治推進室)